佐賀県教育委員会訓令甲第2号

本 厅 教育事務所

教育庁専決規程(平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。 平成27年3月27日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 荷

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、教育長の権限に属する事務の一部の処理について、決裁者の責任範囲を明確にするとともに、事務の円滑かつ能率的な執行を期するため、事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、教育長の権限に属する事務 <u>及び副教育長の補助執行事務に関する規程(平成27年佐賀県訓令甲第2号)に基づき副教育長が補助執行する事務(以下「補助執行事務」という。)</u> の一部の処理について、決裁者の責任範囲を明確にするとともに、事務の円滑かつ能率的な執行を期するため、事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 専決 教育長の権限に属する事務の一部をこの規程に定め る者が、その責任において常時決裁することをいう。	(1) 専決 教育長の権限に属する事務 <u>又は補助執行事務</u> の一部 をこの規程に定める者が、その責任において常時決裁すること をいう。
(2) 代決 教育長又は専決することができる者(以下「専決権者」という。)が不在のとき、その決裁すべき事務をこの規程に定める者が、教育長又は専決権者に代わり決裁することをいう。	(2) 代決 教育長 <u>副教育長</u> 又は専決することができる者(以下「専決権者」という。)が不在のとき、その決裁すべき事務をこの規程に定める者が、教育長 <u>副教育長</u> 又は専決権者に代わり決裁することをいう。
(3)~(10) 略	(3)~(10) 略
(副教育長専決事項)	(副教育長専決事項)
第3条 副教育長は、教育長が定めるものを専決することができる。	第3条 副教育長は、教育長の権限に属する事務のうち教育長が定

改正前	改正後
	めるものを専決することができる。
(教育庁危機管理・広報監専決事項)	(教育庁危機管理・広報監専決事項)
第4条 教育庁危機管理・広報監は、教育長が定めるものを専決することができる。	第4条 教育庁危機管理・広報監は、 <u>教育長の権限に属する事務に</u> のうち 教育長が定めるものを専決することができる。
(副教育長の代決者)	(副教育長の代決者)
第19条 副教育長が専決することができる事務について、副教育長が不在のときは、当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。	第19条 副教育長が <u>決裁すべき事務又は</u> 専決することができる事務 について、副教育長が不在のときは、当該事務を担当する課長が その事務を代決することができる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に当該旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日)の翌日から適用する。